

平成22年度 姫路市フットサル・リーグ 大会要綱

1. 主催 姫路市サッカー協会フットサル委員会
2. 後援 姫路市教育委員会
3. 部数及びチーム数 1～4部・39チーム(H21年度前期)
4. 試合時間 原則として、競技時間26分、ハーフタイム3分とし、同点の場合延長は行わない。
5. 競技規則 日本サッカー協会 平成22年度フットサル競技規則による
6. チーム資格 姫路市とその周辺に所在地を有し、原則として18才以上の社会人及び大学生で構成されたチームで、姫路市サッカー協会の規約及び要綱を遵守する8名以上のチームに限る。
 - ①本年度フットサル個人登録された選手で他のチームと重複していない者に限る。違反のあったチームは当該試合は棄権扱いとし、以後の処置は姫路市サッカー協会フットサル委員会決定する。
 - ②チームは日本協会登録票及び加盟申込書に必要事項を記入し、一部づつ提出するものとする。ただし、加盟申込書には、チーム代表者が署名捺印し、日本協会登録票に登録選手を記入するものとし、記入なきものはゲームに出場することはできない。登録票は12名の記入が限度であり、13名以後は2枚目に記入すること。
8. 追加登録 選手の追加登録については、試合会場にてコート責任者に申し出て、日本協会登録票に追加記入をした選手は出場することができる。
9. ユニホーム等 原則として、チームは統一されたユニホームで、背番号が付いていることとするが、統一されていない場合であっても試合は有効とする。(GKは別色)
両チームとも不揃いの場合は、会場に用意されているビブスを片方のチームが着用し、チームの判別ができるものとする。なお、不揃いのチームにあつては、通常運動に適するもののみ有効とする。(具体的には、普段着は不可とし、ハーフパンツは可とする。必ずストッキング及びレガースを着用のこと)靴は、底が白又は紺色とする。(マーク及びワンプointの他色は可とする)ただし、イボイボは不可とする。なお、県大会・全国大会では、凹んだマーク及びワンプointの他色は可である。
10. 選手数 キックオフ時に5名に満たない場合は棄権扱いとする。
11. 選手交代 競技規則に準拠し、交代要員はGKを含めて7名まで随時交代できる。交代する選手は、必ず交代ゾーンより退・入場すること。
12. 退場の処置 退場処分を受けた選手は、自動的に次の試合は出場停止とし、以後の試合は姫路市サッカー協会フットサル委員会決定する。
13. 棄権の扱い 不戦試合の得点は、5-0とする。棄権については回数及び連絡の有無等を考慮し、チームの扱いについては、姫路市サッカー協会フットサル委員会決定する。(基本無連絡2回で除名)棄権したチームは、そのペナルティとして5000円の反則金を課する。
14. 勝点 勝=3点、分=1点、負=0点、棄権=-3点
15. 順位 ①勝点 ②得失点差 ③総得点 の順に決定する。
16. 入替 原則は下位2チームと下部リーグ上位2チームの自動入替とする。
17. 審判及びオフィシャル 主審は姫路市サッカー協会フットサル委員会が指名する登録審判員が行う。副審(登録審判員)1名及びオフィシャル2名は、前後に試合のあるチームより姫路市サッカー協会フットサル委員会が選任する。指名された副審及びオフィシャルは、試合開始の10分前までに会場責任者に申し出を行い、その指示に従うこと。なお、指名された副審及びオフィシャルをしなかった場合は、2000円の反則金を課する。また、次年度の加盟を認めない場合もある。
18. グラント責任者及び当番 全試合姫路市サッカー協会フットサル委員会がこれにあたるが、当該チームは必ず1名当番として届出て、責任者の指示通り、これを補助しなければならない。なお、最初の試合のチームは準備をし、最後の試合のチームは後片付けを行うこと。当番の未実施も2000円の反則金を課する。
19. 器物損傷及び負傷の取扱い 試合中、練習中を問わず場内外の器物損傷が発生した場合は、当該チームにおいて弁済するものとする。また、場内外の損傷発生の場合、当該チームが行い協会は一切責任を負わない
20. 運営会議 運営会議は通常行わないが、年2回程度の全体会議を開催することとする。
21. 日程調整 リーグ戦の日程作成にあたっては、2ヵ月先の日程の調整願を提出することができる。提出先は会場責任者とする。以後の変更は認めない。
22. 参加料 参加料は17,000円(前期、後期合わせて)、登録料は18,000円とし、リーグ開始前に全納すること。棄権などにより除名になった場合でも返金はしないものとする。
23. 付則
 - ① 新規に加盟するチームは、リーグ開始前に講習会を行う場合がある。講習会費用は別途定めることとする。
 - ② リーグ加盟時には、できる限りスポーツ安全協会損害保険等の保険にチームとして加入すること。
 - ③ たばこ及び飲料は、所定の場所ではできないこととする。遵守できないチームは除名もある。
 - ④ みなとドームのピッチ内はハイール等踵の高いものは禁止。同伴者等にも注意すること。
 - ⑤ 会場へは自家用車の使用を許可する。使用できない場合は、その都度連絡を行う。使用できる場合でも交通法規及びマナーを守る。遵守できないチームは除名もある。
 - ⑥ 上記以外の不測の事項については、姫路市サッカー協会フットサル委員会協議決定する。
 - ⑦ チーム責任者は大会要綱をチーム関係者全員に伝え、この遵守にあたることとする。
 - ⑧ この大会要綱は、平成22年4月1日より施行する。